

改正

昭和53年9月27日条例第19号

昭和57年12月27日条例第23号

昭和59年12月27日条例第24号

平成4年3月30日条例第12号

平成10年6月23日条例第33号

平成13年9月28日条例第39号

平成14年12月27日条例第32号

平成17年3月29日条例第9号

平成18年3月29日条例第9号

平成18年9月28日条例第44号

平成18年9月28日条例第48号

平成18年12月28日条例第56号

平成19年3月27日条例第10号

平成20年3月26日条例第10号

平成20年3月26日条例第11号

平成20年7月1日条例第23号

平成21年6月29日条例第24号

平成24年3月29日条例第10号

平成25年3月27日条例第7号

平成25年3月27日条例第10号

平成26年9月26日条例第23号

平成26年9月26日条例第30号

平成28年12月27日条例第42号

平成30年3月27日条例第16号

上尾市重度心身障害者医療費支給条例


(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、医療費の一部を支給することにより、重度心身障害

者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級、2級又は3級の障害を有するもの
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)に規定する療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で同要綱第3条第2項に規定する「」、「A」又は「B」の障害を有するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの
- (4) 65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの
- (5) 75歳以上の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けているもの
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長がこれらに掲げる者に相当する障害を有すると認める者

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で重度心身障害者を現に監護するものをいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

4 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の法令の規定による医療給付があ

ったときの療養に要する費用の額から保険給付の額、医療保険各法の規定による食事療養又は生活療養に係る標準負担額、法令又はそれに準ずる規定による給付の額及び保険者が給付する附加給付の額を控除した額をいう。

- 5 この条例において「医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項第1号の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所又は薬局及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条の規定によるあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けた者をいう。

（対象者）

第3条 この条例による医療費の一部の支給（以下「重度心身障害者医療費の支給」という。）の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）又は被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）本市に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 他^の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による、指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、規則で定める施設等に入所し、入院し、又は入居している者

イ 他^の市町村が、身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させて共同生活援助の提供を委託している者

ウ 他^の市町村が、身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

エ 他^の市町村が、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて共同生活援助の提供を委託している者

オ 他^の市町村が、知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、同項に規定する指定障害児入所施設等に入所又は入院をしている者（以下「入所

者」という。) (次の(ア)又は(イ)に掲げる入所者の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に掲げる者を除く。)

(ア) 入所者が18歳以上である場合 当該入所者が満18歳となる日の前日 (以下「基準日」という。) に入所者の保護者であった者 (以下「保護者であった者」という。) が本市に居住地を有していた者。ただし、基準日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が居住地を有しないか、又は保護者であった者の居住地が明らかでない場合にあつては、基準日における当該入所者の所在地が本市にあつた者

(イ) 入所者が18歳未満である場合 当該入所者の児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者 (以下「入所給付決定保護者」という。) が本市に居住地を有している者。ただし、入所給付決定保護者が居住地を有しないか、又は入所給付決定保護者の居住地が明らかでない場合にあつては、当該入所給付決定保護者の現在地が本市にある者

キ 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者

ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項若しくは第2項又は第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合 (埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。) が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2) 本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による、指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又はのぞみの園 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法 (平成14年法律第167号) 第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。第6号において同じ。) に入所し、入院し、又は入居している者 (共同生活援助を行う住居に入居している者を含む。)

(3) 本市が、身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて共同生活援助の提供を委託している者

(4) 本市が、身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

(5) 本市が、知的障害者福祉法第15条の4の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて共同生活援助の提供を委託している者

(6) 本市が、知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている障

害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

- (7) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている同項に規定する指定障害児入所施設等に入所又は入院をしている者(第1号カ(ア)又は(イ)に掲げる入所者の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に掲げる者に限る。)
- (8) 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、本市の区域内に住所を有するとみなされる者
- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項又は第2項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条第1項又は第2項に定める入院、入所又は入居前に本市に住所を有していたもの
- (10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、本市の区域内に住所を有するとみなされていたもの
- (11) その他市長が特に必要であると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者
- (4) 前項第1号アからクまでに規定する者のほか、他の市町村が行う重度心身障害者医療費の支給に相当する医療費の支給を受けている者
- (5) 重度心身障害者となった年齢が65歳以上である者(前条第1項第4号又は第5号に掲げる者に該当する重度心身障害者であって、65歳に達する日前に高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあった旨の市長の認定を受けたものを除く。)

(支給の額)

第4条 重度心身障害者医療費の支給の額は、対象者に係る医療費の一部負担金(第2条第1項第3号に掲げる者に該当する重度心身障害者が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。)に医療保険各法の規定による食事療養又は生活療養に係る標準負担額の2分の1に相当する額を加えた額(第8条において「一部負担金等」という。)とする。

2 重度心身障害者医療費の支給の額を計算する場合において、対象者の責めによる過分の自己負担額があるときは、当該過分の自己負担額は、重度心身障害者医療費の支給の額から除くものとする。

(受給資格の登録)

第5条 重度心身障害者医療費の支給を受けようとする対象者又はその保護者は、規則の定めるところにより、その受給資格の登録を受けなければならない。

(受給資格証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により登録したときは、当該対象者（以下「受給者」という。）に対し、受給資格証を交付するものとする。

2 市長は、前条の規定により受給資格の登録を受ける場合において、当該登録を受けようとする者が、第3条第1項に規定する対象者でないと決定したときは、規則で定めるところにより、当該登録を受けようとする者にその旨を通知するものとする。

(受給資格証の提示)

第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、被保険者証、組合員証又は加入者証を提出するとともに、受給資格証を提示しなければならない。

(支給の方法)

第8条 重度心身障害者医療費の支給は、受給者又はその保護者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、当該受給者又はその保護者に代わって、一部負担金等を当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、受給者に対し、重度心身障害者医療費の支給があったものとみなす。

(届出の義務)

第9条 受給者は、その資格を喪失したとき、又は登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 重度心身障害者医療費の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、医療給付の事由が第三者の行為によって生じた場合において、受給者が同一の事由につき損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、重度心身障害者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した重度心身障害者医療費の額に相当する額を返還させるこ

とができる。

(重度心身障害者医療費の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の行為により重度心身障害者医療費の支給を受けた者がいるとき、又は他の法令若しくはそれに準ずる規定により医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から、既に支給した額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和48年10月1日において現に対象者に該当している者又は同日後この条例の施行の日の前日までの間に対象者に該当するに至った者が、この条例の施行の日まで引き続き対象者に該当するときは、同年10月1日又はその者が対象者に該当するに至った日以後に生じた医療費について適用する。

(経過措置)

- 3 昭和48年10月1日において現に対象者に該当している者又は同日後同年10月末日までの間に対象者に該当するに至った者が、同年11月1日までの間に第5条の規定による登録の申請をしたときは、その者に対する医療費の支給は、同年10月1日又はその者が対象者に該当するに至った日以後から始める。

附 則 (昭和53年条例第19号)

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則 (昭和57年条例第23号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第24号)

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則 (平成4年条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条の改正規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費から適用する。

附 則（平成10年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第39号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の上尾市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に受けた療養に要した費用について適用し、施行日前に受けた療養に要した費用については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた療養に要した費用について適用し、施行日前に受けた療養に要した費用については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第5条の規定による受給資格の登録を受けている者で改正後の第3条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当するものは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する対象者とみなす。

附 則（平成18年条例第44号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第48号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第56号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の上尾市重度心身障害者医療費支給条例第4条第1項の規定は、平成18年10月1日以後に受けた療養に要した費用に係る医療費の支給の額から適用する。

附 則 (平成19年条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の上尾市重度心身障害者医療費支給条例第4条第1項の規定は、施行日以後に受けた療養に要した費用に係る医療費の支給の額について適用し、施行日前に受けた療養に要した費用に係る医療費の支給の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において上尾市重度心身障害者医療費支給条例第3条第1項第8号の規定に該当することにより現に同条例第6条第1項の規定による受給資格証の交付を受けている者が、施行日に、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者医療の被保険者となることにより第1条の規定による改正後の上尾市重度心身障害者医療費支給条例第3条第1項に規定する対象者に該当しないこととなるときは、施行日の前日において入院、入所又は入居をしている施設等に引き続き住所を有する間は、当該受給資格証の交付を受けている者を同項に規定する対象者とみなす。

附 則 (平成20年条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項、第7条及び第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に受給者が受けた医療に係る医療機関等への支払の方法については、改正後の第8条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2項第3号の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2項第2号の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日において現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所又は入院をしている改正前の第5条の規定により受給資格の登録を受けて改正前の第6条第1項の規定により受給資格証の交付を受けていた者は、この条例の施行の日以後引き続き当該指定障害児入所施設等に入所又は入院をしている間は、改正後の第3条第1項に規定する対象者とみなす。

附 則（平成25年条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 前項の規定による改正後の上尾市重度心身障害者医療費支給条例第4条第1項の規定は、施行日以後に受けた医療に係る費用について適用し、施行日前に受けた医療に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第3条（上尾市重度心身障害者医療費支給条例第2条第1項第2号の改正規定に限る。）

及び第6条（上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園条例第1条及び第14条第1号の改正規定を除く。）並びに次項の規定 公布の日

（2）第2条、第3条（上尾市重度心身障害者医療費支給条例第2条第1項第2号の改正規定を

除く。)及び第5条並びに附則第4項の規定 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(平成26年4月1日)

附 則(平成26年条例第23号)

この条例は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)の施行の日(平成26年10月1日)から施行する。

附 則(平成26年条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第2項第5号の規定は、この条例の施行の際現に改正前の第2条第1項各号のいずれかに該当することにより重度心身障害者である者については、適用しない。

附 則(平成28年12月27日条例第42号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月27日条例第16号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。